

区民相談室における交通事故相談の 法律相談への統合について

交通事故相談は、昭和30年代後半からの「交通戦争」とも呼ばれた交通事故の急増に対応するため、昭和41年5月に設置された。賠償問題・示談交渉・保険手続きへの助言等、時代の要請と区民ニーズを捉え、交通事故相談が果たしてきた役割は大きい。

しかしながら、近年相談件数が大きく減少してきており、平成28年度の相談実績は228件で、平成23年度実績532件の約43%となっている。

要因として交通事故発生件数が東京都内、板橋区内ともに5年前の約60%に減少していること、損保会社における事故対応・相談機能の充実、弁護士特約の普及などが考えられる。

平成30年4月1日より、交通事故専門相談を弁護士による法律相談へ統合し、利便性の確保と運営の効率化を図り、引き続き区民の皆様の相談ニーズに応じていく。

1 交通事故相談実施状況

相談日：月～金曜日 10時～12時、13時～17時（水曜日は19時まで）

相談員：非常勤職員 2名、月14日勤務

経費：5,449千円（平成29年度当初予算額）

相談件数：下表のとおり

	18年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
							(件)	対23年度比(%)
来室	286	166	108	141	112	93	98	59.0
電話	637	366	199	149	132	137	130	35.5
合計	923	532	307	290	244	230	228	42.9

【参考】交通事故発生件数（警視庁「交通統計・交通事故発生状況」より）

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
						(件)	対23年比(%)
板橋区合計	1,761	1,630	1,376	1,229	1,197	1,098	62.3
東京都合計	51,477	47,429	42,041	37,184	34,274	32,412	63.0

2 平成30年度以降の交通事故相談の受付体制

来室相談又は弁護士への相談を希望する方には、区民相談室の法律相談を案内し、面談により対応する。

〔 法律相談の実施：区民相談室 月～金 13時～16時 水 17時～19時
赤塚支所 水 13時～16時 〕

電話での相談を希望する方には、東京都交通事故相談所、一般財団法人東京都交通安全協会、公益財団法人日本弁護士連合会交通事故相談センターの無料電話相談を案内する（いずれの機関とも、面談相談も可能）。